

令和 8 年度 潮芦屋交流センター 指定管理者評価審査要領

1 評価の趣旨

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条に基づいて選定した指定管理者の施設の管理運営状況进行评估するもの。

2 評価基準

別紙「潮芦屋交流センター指定管理者評価基準」（以下「評価基準」という。）のとおり。

3 評価の視点

利用者数、収支状況等、数値などによる客観的評価とともに、ヒアリング等を通じて、指定管理者による運営が適正に行われているかを基本に実施する。

「指定管理者による運営」とは、現在の指定管理者のみに対するものではなく、指定管理者及び施設所管課（市）がそれぞれの役割、責任を果たす中での運営をいい、「運営が適正に」とは、仕様書及び事業計画書に基づき、運営されているかどうかをいう。

具体的には、指定管理者においては、公募時に提案した内容(事業計画、施設管理方針、人員配置、安全対策等)を実施しているか等の視点で評価する。

施設所管課においては、下記のような点をはじめ、指定管理者をマネジメントできているかの視点で評価する。

- ・仕様書・提案書に則った事業計画になっているかを施設所管課が確認しているか。
- ・選定時に評価が低かった項目へ施設所管課がフォローをしているか。
- ・計画と報告の内容に則って施設所管課が適正な評価を行っているか。

4 評価の方法

施設所管課及び指定管理者を対象に、書類(別紙「資料一覧」)及び面接(施設所管課及び指定管理者)による審査を行い、その後、評価基準に基づく採点及び指摘事項等を踏まえて評価する。

※採点は指定管理者への評価とする。

5 採点の方法

(1) 評価基準に基づき採点する。

採点は、5つの視点により評価を行う。(①全般的事項、②適正な施設の管理、③事業収支・指定管理者の財政基盤・内部統制、④サービスの質の維持・向上、⑤事業への取り組み)

審査項目及び評価基準			合計点数	100
① 全般的事項			配点	10
	書類全般	事業計画書、事業報告書、月次報告書等は、市が必要と認める事項が記載され、市が定める期限までに提出されているか		10
② 適正な施設の管理			配点	40
1	施設保守・運営管理	施設の保守、管理が適正に実施されているか		10
2	従業員管理	適正に従業員が配置され、労働環境が保持されているか		10
3	危機管理	事故・緊急時の体制が十分に整備されているか		10
4	個人情報管理	個人情報の管理が適正であるか	10	
5	研修計画	従業員研修が十分に実施されているか		
③ 事業収支・指定管理者の財政基盤・内部統制			配点	15
1	事業収支	事業収支は適切に算出され、計画に沿っているか		5
2	財政基盤	財政基盤は安定的にサービスを提供できる状態にあるか		5
3	内部統制	業務運営に関する内部統制は有効に機能しているか		5
④ サービスの質の維持・向上			配点	15
1	事業計画性、透明性	事業が計画的に、かつ透明性を確保して実施されているか 提案されていた自主事業等に計画通り、取り組んでいるか		5
2	サービス向上	利用者サービス向上の取組がされているか		5
3	住民・利用者の参画	住民または利用者とのパートナーシップを推進しているか		5
⑤ 事業への取り組み			配点	20
1	本来事業内容	提案書や年度計画は仕様に沿ったものであり、ニーズが反映されているか		10
2	自主事業	提案書や年度計画は仕様に沿ったものであり、ニーズが反映されているか 地域コミュニティ発展への取り組みはされているか 創意工夫はされているか		10

[1 全般的事項]

評価は、得点率(小数点以下四捨五入)により A～C の 3 段階評価とする。

A：要求事項を完全に満たした（得点率 100%）

B：要求事項を満たした（90%以上）

C：要求事項を満たさなかった（90%未満）

[2 適正な施設の管理]・[3 事業収支・指定管理者の財政基盤・内部統制]・[4 サービスの質の維持・向上]・[5 事業への取り組み]

評価は、得点率(小数点以下四捨五入)により S～D の 5 段階評価とする。

S：極めて優れた成果を上げた（得点率 90%以上）

A：優れた成果を上げた（75%以上 90%未満）

B：一定の成果を上げた（60%以上 75%未満）

C：期待された成果を上げられなかった（50%以上 60%未満）

D：成果を上げていない（50%未満）

(2) 配点の考え方

①全般的事項 10 点、②～④は各細目ごとに 5 点又は 10 点を配点するので、②適正な施設の管理 40 点、③事業収支・指定管理者の財政基盤・内部統制 15 点、④サービスの質の維持・向上 15 点、⑤事業への取り組み 20 点とする。

- (3) 1 項目につき下記の評点とし、各委員が評価項目ごとに 5 段階で採点・評価を行い、各委員の採点の合計の得点割合により、各項目の評価を行うものとする。

	5 点満点の場合	10 点満点の場合
ア 非常に良い	5 点	9 ～ 10 点
イ 良い	4 点	7 ～ 8 点
ウ 普通	3 点	5 ～ 6 点
エ やや劣っている	2 点	3 ～ 4 点
オ 劣っている	1 点	1 ～ 2 点

- (4) 各項目及び総合計における得点割合から「S～D」のランクにより評価結果を示す。

6 総合評価

上記の採点による結果に加え、審議の中で出た特記すべき事項等、得点外の要素等も踏まえ総合評価を「S～D」のランクにより示すものとする。

なお、審議の中で出た特記すべき事項は、「講評及び次期指定に向けての課題等」に別途記載するものとする。

7 評価結果

- (1) 評価結果については、委員長名により、芦屋市長あて報告書を提出する。
- (2) 市においては、評価結果を庁内に周知するとともに、ホームページにおいて公表する。
- また、今後の施設の管理運営や次回指定管理者選定に生かすものとする。

8 資料

別紙「資料一覧」